

入 札 説 明 書

令和 7 年札幌市告示第 3187 号に基づく入札等については、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領（平成 20 年 3 月 28 日財政局理事決裁）その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 告示日 令和 7 年 7 月 28 日
- 2 契約担当部局
〒064-8586 札幌市中央区南 4 条西 10 丁目
札幌市消防局総務部施設管理課施設係（電話 011-215-2030）
メールアドレス：shisetsu.shobo@city.sapporo.jp
- 3 入札に付する事項
 - (1) 役務の名称 消防局庁舎(2)清掃業務
 - (2) 調達案件の仕様等 仕様書による
 - (3) 履行期間 令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日まで
 - (4) 履行場所 仕様書による
 - (5) 入札方法

月額で行う。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望月額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 4 入札参加資格
 - (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全な者でないこと。
 - (3) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
 - (4) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある者が同一入札に参加していないこと。

ア 資本関係

(ア) 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。（イ）において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。（イ）において同じ。）の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

(ア) 一方の会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- (a) 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- (b) 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- (c) 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役
- (d) 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を遂行しないこととされている取締役
- b 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- c 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)
- d 組合の理事
- e その他業務を執行するものであって、a から d までに掲げる者に準ずる者
- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人(以下単に「管財人」という。)を現に兼ねている場合
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ウ 入札に参加する事業協同組合等の組合と他の入札参加者について、上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
- (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領(平成 14 年 4 月 26 日財政局理事決裁)の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 令和 4 ～ 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)において、大分類「一般サービス業」、中分類「建物清掃業」、等級区分が「B」又は「C」に登録されている者であること。
- (7) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和 45 年法律第 20 号)第 12 条の 2 第 1 項第 1 号に基づく建築物清掃業又は第 8 号に基づく建築物環境衛生総合管理業の登録を受けている者であること。
- (8) 令和 4 ～ 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)において、本店所在地が札幌市内として登録されている者であること。
- (9) 本公告に示した役務の業務遂行に関する賠償責任保険に加入していること。
- (10) 入札告示日を起点とした過去 5 年間に於いて、仕様書に掲げる清掃対象延床面積以上(建物外部を除く)の建物清掃業務の履行実績が 1 年以上(受託者の指揮命令のもと従事者が日常的に当該業務を行うものに限る。)を有すること。
- (11) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合であって、中小企業等協同組合法(昭和 24 年法律第 181 号)等の規定に基づき設立された組合又はその連合会で、かつ、経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、上記の入札参加資格のうち(7)～(10)に掲げる要件については、当該組合又は組合員(組合が指定する所在地が札幌市内の組合員)のいずれかとすることができる。

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
上記 2 に同じ
- (2) 入札説明書の交付方法
上記 2 の場所にて交付する。また、下記 URL のホームページからダウンロードできる。
<https://www.city.sapporo.jp/shobo/shokai/keiyaku.html>
- (3) 入札書の受領期限
令和 7 年 8 月 4 日 15 時 00 分(送付の場合は必着のこと。)
- (4) 開札の日時
令和 7 年 8 月 5 日 09 時 30 分
- (5) 開札の場所

上記 2 に同じ

(6) 入札書の提出方法

入札書は別紙 1 の様式で作成し、持参又は送付により提出すること。なお、提出にあたっては以下に留意すること。

- ア 入札書を直接に提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和 7 年 8 月 5 日（火）09 時 30 分開札【消防局庁舎(2)清掃業務】の入札書在中」の旨を記載し、上記 2 あてに上記 5 (3)の受領期限までに提出しなければならない。
- イ 入札書を送付により提出する場合は二重封筒とし、外封に「令和 7 年 8 月 5 日（火）09 時 30 分開札【消防局庁舎(2)清掃業務】の入札書在中」の旨を記載し、上記 2 あてに上記 5 (3)の受領期限までに提出しなければならない。なお、FAX、電子メールその他の方法による入札は認めない。
- ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- エ 代理人が入札する場合には、入札書に入札参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、委任状（別紙 2）を入札書とともに提出すること。
- オ 入札者又はその代理人は、本調達にかかる入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。
- カ 本告示案件については、入札に関する一切の権限の委任について、一括して行うことができるものとする。

6 調達案件の仕様等に対する質問及び回答

(1) 提出方法

書面による持参、送付又は電送、ファクシミリにより提出すること。

(2) 提出先及び提出期限

上記 1 の告示日から令和 7 年 7 月 31 日 15 時 00 分までに上記 2 の契約担当部局に提出すること。

(3) 回答書の閲覧

上記 2 の契約担当部局にて閲覧に供するとともに、消防局ホームページに掲載する。

7 その他

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して 3 日後（3 日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、契約金額を一年間に換算した額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 入札の無効

ア 本説明書に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札、札幌市契約規則第 11 条各号及び札幌市競争入札参加者心得（平成 15 年 9 月 10 日管財部長決裁）第 8 項各号の一に該当する入札は無効とする。

イ 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第 13 条に定める入札参加資格の審査書類（別記 2「入札参加資格審査資料の提出について」参照）の提出の指示があったにもかかわらず、指定された期日までに当該書類の提出がなされなかったときは、当該入札は無効とする。

(4) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。

- イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。
- ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき。

(5) 開札

- ア 入札者又はその代理人で希望する者は、開札に立ち会うことができる。なお、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。
- イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。
- ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争入札参加資格を証明する書類、身分証明書又は委任状（別紙２）を提示しなければならない。
- エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格の入札がないときは、再度の入札を行う。この場合において、最低制限価格を設定している場合に、これを下回った入札をした者は、再度の入札に参加できない。なお、再度入札の回数は、原則として２回を限度とする。

(6) 落札者の決定方法

ア 最低制限価格の設定

札幌市役務契約に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度運用要領（平成 24 年 1 月 11 日財政局理事決裁）に基づき最低制限価格を設定する。（別記 3「建物清掃警備等業務における最低制限価格等の算定」参照）

イ 落札者の決定

札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記エの審査を行い、その結果、札参加資格を有する者と確認できた場合に、当該落札候補者を落札者とする。

ウ 同額抽選

落札候補者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該落札候補者にくじを引かせて落札候補者の審査の順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

エ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査するため、落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して 3 日以内（札幌市の休日を定める条例（平成 2 年条例第 23 号）に定める休日（以下「休日」という。）を除く。）に、上記 4 に掲げる入札参加資格を有することを証する書類（別記 2「入札参加資格審査資料の提出について」参照）を提出しなければならない。また、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。電子メールにより提出する場合、事前に契約担当部局に電子メールにて提出することを申し出たうえで、差出人アドレスは札幌市競争入札参加資格（物品・役務）に登録されている見積依頼用メールアドレスとすること。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者のした入札を、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

オ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記 7 (6)エの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合において、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を、新たな落札候補者として、上記 7 (6)エの審査を行う。

以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

カ 入札が無効となった者の取扱い

上記エ又はオに基づき入札が無効となった者は、上記 7 (5)オに掲げる再度の入札に参加できないものとする。

(7) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望するものは、上記 4 に掲げる入札参加資格を有することを証する書類（別記 2 参照）を、入札関係職員の求めに応じ提出すること。

イ 入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることはできない。

(8) 落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに契約保証金を納付せず、又はこれに代える担保を提供しなかったとき。

ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(9) 免税業者であることの申出

落札者が、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に基づく消費税及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に基づく地方消費税に関し、免税業者である場合には、落札決定後、直ちに申出書（本市様式）を提出しなければならない。

(10) 契約書の作成

ア 一般競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記 7 (10)イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の 1 通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(11) 契約条項 別紙 3 のとおり

(12) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから 10 日以内（札幌市の休日定める条例に定める休日を除く。）に、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出場所

上記 2 に同じ

イ その他

提出は持参又は送付とする。

以上